

産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告(案)

2017年1月19日

1. 国際化の更なる推進による魅力ある日本の実現

日本再興戦略2016において、「こうした変革の時代を乗り越え、成長軌道に乗せ、日本を世界で最も魅力的な国とする」とうたいあげる中、現在、政府は成長戦略第二ステージの取組に邁進しているところである。

こうした取組において、重要な視点の一つが、高度な外国人材の受け入れや対内直接投資の一層の拡大などにより、イノベティブで多様性のある経済社会を実現することであり、我が国の“国際化”の更なる推進は、日本が世界にとって魅力的な国であるための不可欠の要素である。

これまで、我が国における国際化の動きは着実に進んできた。約30年前となる1985年における我が国の在留外国人の数は約85万人であったが、2015年には223万人を突破し、2.5倍以上も増加した。訪日外国人については、特に近年の観光振興政策の効果もあり、2011年から2015年にかけて1,000万人以上増加し、外国人労働力人口についても2011年から2015年の5年間に20万人以上増加している。外国人留学生についても、15年前の2000年度は約6.4万人程度であったものが、2015年度は約21万人に達し、我が国への対内直接投資については、2001年末の投資残高は6.6兆円であったものが、2015年末には24.4兆円となり、4倍近く増加した。

このように、日本の国際化は着実に進展してきており、我が国の経済社会も変化してきている。しかしながら、こうした日本の国際化の程度について、他国と比べると、その水準はまだまだ低いものと評価せざるをえない。

例えば、OECDの「Education at a glance 2016」によると、OECD加盟国に留学してきている修士・博士レベルの留学生の受入れ状況を見ると、米国が全体の26%と最大で、英国の15%、仏国の11%、独国の10%、豪州の8%と続き、日本は3%となっている。日本の人口規模、経済規模に鑑みれば、留学生の受入れ規模が十分と評価することはできない。

留学生の受入れ規模が大きいということは、大学の国際化という観点だけでなく、日本企業における外国人の少なさにもつながるものである。日本企業においても、企業文化の多様化を進めることが国際競争に勝ち抜いていくための重要な要素であることが強く意識され、企業内の国際化を進める動きが増えているところである。こうした流れを受けて、近年、地方政府や非営利法人等による留学生の企業インターンシップを支援する活動が拡大しているが、そのことが企業に大きなインパクトを与える状況までには至っておらず、日本の国際化を推進していくためには、更なる留学生の受入れが必要であることは明らかである。

また、海外市場へのアクセスや異能の人材の力を得られるなどの効果が期待される対内直接投

資について、対内直接投資残高の対GDP比という形で見ると、日本は4.9%であり、英国の1%を始め、30%程度となっている米仏独などの他の先進国から大きく引き離されているのみならず、10%を超える中国、韓国の半分以下の水準にとどまっているのが現実である。

日本で活躍する外国人・外国企業は、今後更に増えていくであろうし、日本が世界にとって魅力的な国であるためには増やしていかなければならない。外国人・外国企業が活躍しやすいビジネス環境の整備や、国際共同研究や留学生の受入れの拡大などによる大学の国際化は、イノベティブで多様性のある経済社会を実現するために極めて重要な取組であり、政府もその取組を更に強化していかなければならない。

国際化の波は世界の至るところで進んでいる。この変革の時代であるからこそ、国際化の流れの中で我が国を開放し、日本の国際化を更に加速していくことこそが、日本を世界において最も魅力的な国としていくために不可欠であることは論を待たない。政府はこの方針を堅持し、そのための取組を着実に進めていくことが重要である。

2. 世界の安全保障環境・経済構造の変化

国際化の動きが世界中で加速する一方で、世界の安全保障環境や経済構造が大きく変化してきている。特に、民生分野における技術革新の加速、世界経済における新興・途上国の台頭、アジアの安全保障環境の変化、非国家主体の脅威の増大といった構造変化は、我が国の安全保障にも大きな影響を及ぼしている。

我が国の安全保障環境が厳しさを増す中、日本の国際化は、こうした世界的構造変化の流れも踏まえて推進していかなければならないことになる。

(1) 民生技術の軍事分野における重要性の増大

技術革新のエンジンが軍事技術開発から民生技術開発へとシフトしていく中で、情報通信技術や新素材、精密加工などの民生技術が、機微技術として先端防衛装備開発の重要な要素となるケースが増加し、民生技術の安全保障面における重要性が増大している。

こうした認識は、世界の二大軍事支出国である米中の国家戦略などにおいても明確に示され、機微技術の活用が軍事戦略や戦力バランスにも大きな影響を与えうるものとなってきており、懸念のある主体による機微技術を獲得するための様々な活動に対する警戒感も高まっている状況にある。

国際的な産業間競争の中で、新製品・高品質を武器に発展してきた我が国の産業が有する機微技術は幅広い分野に及んでおり、先端防衛装備を開発・生産するために極めて魅力的なものとなっている。我が国の高度な技術の導入は、そのまま導入国の軍事近代化に貢献しうるものとなっており、機微技術をいかに管理するかということが我が国の安全保障政策の一端を占めるようになってきている。

(2) 世界経済における新興・途上国の台頭

世界経済の国際化が進展していく中、資源供給や低コスト生産などを通じて、2010年に中国がGDP世界2位となるなど、新興・途上国はその存在感を拡大してきた。

こうした新興・途上国の存在感は、2008年の世界的な金融危機以降、対外直接投資分野でも顕著に現れ、2015年には世界の対外直接投資額のフローの約3割、ストックの約2割を占めるに至っている。とりわけ、投資優遇策の利用、海外市場への進出に加え、先進技術の獲得などを動機として積極的に対外直接投資を進める中国の存在感が増大しており、投資を通じて先進国企業の技術資産等の活用を進めようとしている。

一方、先進国側では、新興・途上国の対外直接投資では政府による金融支援などを通じて投資国の意向が反映されているのではないかなどの懸念も示されるようになり、最近では、米国や独国において機微技術流出の懸念から、また豪州では電力供給体制の維持の必要から、安全保障上の懸念があるとして、新興国企業による当該国企業の買収計画に対して中止命令が出される事案が発生しており、新興国企業による対内直接投資の管理の在り方を議論すべきという意見も見られるようになっている。

(3) アジアの安全保障環境の変化

北朝鮮による核開発・ミサイル開発や、南シナ海における領有権を巡る緊張の増大など、アジアにおける安全保障環境が厳しさを増す中で、2012年にはアジアの軍事支出総額が欧州の軍事支出総額を上回る時代へと突入している。

こうした厳しい安全保障環境の中で、アジア各国では先端防衛装備の導入を進めようという動きが増加し、先端的な防衛装備を有するとともに、軍事力近代化の鍵となる機微技術を数多く有する日本への関心も高まっている。こうした事情を背景に、我が国とアジアの国との間で防衛装備協力協定を締結するケースも現れてきている。こうした中、我が国の機微技術の管理の在り方そのものが、我が国の安全保障を維持することに直接影響するようになっている。

(4) 非国家主体の脅威の増大

シリア内戦を通じたISILの台頭など、非国家主体はその存在感を急激に拡大し、欧州を始めとして世界各地で立て続けにテロを引き起こすなど、世界の安全保障における重大な脅威となっている。

こうした非国家主体には欧米各国から参加する者もある中、ISILはアレッポにおいて大量破壊兵器の一つであるマスタードガスを使用した疑いが持たれており、非国家主体が機微技術を獲得して大量破壊兵器で武装することが現実の脅威として懸念されるようになっている。

3. 更なる国際化を推進するための安全保障貿易管理等の在り方

世界の安全保障環境等が大きく変化する中で、特に配慮を要する重要な変化の一つが、民生用の機微技術が軍事近代化に決定的な役割を果たすようになり、そうした機微技術を懸念国や非

国家主体が様々な手段を通じて獲得できるようになっていることである。また、経済活動の国際化が進んだことで、懸念主体は、機微技術を有する企業等や国家の安全保障に関わる基幹的機能を担う事業者に対して影響力を行使することを、通常の経済活動を通じて行うことが可能になってきている。

したがって、日本の国際化の更なる推進のためには、機微技術管理の中心的な役割を担っている安全保障貿易管理等に関する制度を適正化するとともに、機微技術に関わる産官学の取組の強化を進めていくことで、安全保障面における懸念事案の発生を抑え、バランスのとれた日本の国際化を実現するための取組を進めていくことが必要である。

本小委員会では、このような認識から、以下のような原則を確認したところである。

- 日本の国際化の推進は国としての大原則であり、今後も加速していく。
- この大原則の下、国際化が進むことで懸念される軍事転用可能な機微技術の流出などの問題を抑止するための制度を整備し、いわばアクセルとブレーキを整える。こうした制度は国際整合的なものであるべきであり、安全保障貿易管理等に関する制度もこの方向で制度の在り方を検討していくべきである。
- 制度はできる限り透明なものとし、企業や投資家、大学など関係する主体に対して予見可能性を与えるものであるべきである。
- 制度は実効的かつ公平に機能することが必要であることから、制度に対する違反行為に対しては厳格に制裁を加えるべきであり、違反行為に対する適切なモニタリングや是正措置を行えるようにすべきである。

以上の原則を踏まえ、貨物や技術の輸出管理及び対内直接投資の在り方に関する検討を行ったところであり、これを以下に整理する。

4. 役務取引（技術取引）の管理の在り方の見直しについて

（1）輸出管理における新たな課題である「みなし輸出」

1980年代に発生した東芝機械事件の苦い経験を踏まえ、貨物や技術の輸出に対する管理体制は年々強化されてきた。2000年代にはワッセナー・アレンジメント参加国としてキャッチオール制度を導入するとともに、国際的な情報化の進展などに対応し、2009年に外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）改正を行って、安全保障上懸念のある技術の対外取引を許可対象とし、これを確実にするため、外国へのUSBメモリ等での持ち出しや電子メールの送信行為を新たに規制対象とした。現在において、我が国は、特に貨物の輸出については、官民の継続的な努力によって制度面・運用面ともに世界でも有数の厳格な輸出管理を遂行している状況にある。

一方、一般的な製造・加工装置や部品であってもその高度化が進み、こうした装置・部品が世界中で容易に入手できる環境となったことで、こうした装置・部品を活用する製造ノウハウや設計

能力などの技術情報の重要性が増大する中、貨物とは異なり、目に見えないこうした技術情報の流通（Intangible Technology Transfer: ITT）をいかに管理するか、という課題がより重要な問題として国際的に認識され、その対応策について各国間で頻繁に議論されるようになってきている。

ITTの問題については、国境を越えた時に流通を管理するという手法には限界があることから、技術取引が発生する時点を輸出が行われたこととみなして管理を行う、いわゆる「みなし輸出（Deemed Export）」に対する管理が行われている。例えば、米国や独国では、国内において機微技術に関する技術情報の提供が行われる場合にも、外国人に技術情報を提供する際には役務取引許可の取得を求めている。

「みなし輸出」管理の本質は、技術の取得を図る者が取得する国とは別の国に活動基盤を置き、機微技術を獲得後に活動基盤を置く国に戻って当該機微技術を安全保障上の懸念がある形で活用することを阻止するために、取得を図る国にいる段階から管理を行うことにある。

こうした「みなし輸出」に関して、我が国では各国の制度と比較した場合に課題が存在する。

（２）「みなし輸出」管理における我が国の課題

我が国における役務取引の管理についても、国内における居住者から非居住者への技術情報の提供については、外為法に基づき、役務取引許可の取得を求めているところである。

しかしながら、日本の制度では、非居住者は入国後 6 カ月以上経過すれば居住者と取り扱われることから、外国人であっても 6 カ月以上我が国に滞在すれば機微技術に関する情報を入手することの制約がなくなる。

外国人が機微技術を日本国内で取得し、当該技術を海外において提供する場合には役務取引許可の取得が求められるが、当該外国人が日本に戻ってくることがない場合、当該外国人が自ら許可申請を出してくることは期待できず、国境管理によって技術情報の流通を管理することは事実上困難である。

我が国では、外国人等の入国後 6 カ月未満の間は「みなし輸出」を適用する期間として管理を行っていることになるが、米国や独国が外国人への技術提供を「みなし輸出」として管理しているのに対し、我が国では管理する期間が極めて短いということになる。

（３）適切な「みなし輸出」管理の在り方

機微技術の取引に関わる「みなし輸出」管理については、日本の制度は他国の制度と比べて管理する期間が極めて短く、実効性の観点から課題がある。したがって、各国の管理体制・状況と整合性を図る観点からも、制度改正も含めた管理の在り方を検討すべきである。

（４）制度改正を行う際の留意点

貨物の場合は主に企業が事業活動を通じて市場に提供することから、貨物の輸出管理規制は産業界が中心となることと異なり、技術情報の場合には、企業だけではなく、先端的な研究活動を行う大学や研究機関も適切な管理を実施することが求められることになる。したがって、「みなし輸

出」管理の強化を図る場合、大学や研究機関も影響を受けることになる。

一方、特に大学における研究は、学術の進展を支えるための活動が中心で、原則として、研究成果が国内外で公開されることを前提としていることから、技術情報の管理体制の整備に当たっても、研究成果の管理の仕方について企業とは異なった対応が求められる。

こうした大学や研究機関の持つ性格、実施体制上の課題を踏まえ、「みなし輸出」の管理強化を行う場合には、国際取極や各国の管理状況を踏まえつつ、規制対象の適正化・明確化を図るとともに、大学等の取組を支援するための体制作りを並行して進めていくことが必要である。

5. 対内直接投資に関する規制の在り方の見直しについて

(1) 安全保障の観点からの対内直接投資の規制の重要性の増大

我が国への対内直接投資についても、外為法が基本法となっている。我が国では、高度経済成長による経済・産業構造の高度化に伴い、資本の自由化を進める国際的な動きと合わせて資本の自由化に関わる政策を着実に進め、対内直接投資についても自由化の方向で制度の見直しを行ってきた。

現在は、国の安全、公の秩序などに影響を与えるおそれがあると認められる対内直接投資を審査付き事前届出の対象としており、他国が採用する許可制などと比べ、参入に対するハードルの低い制度となっている。

対内直接投資の受入れ拡大は政府の大方針であり、現行制度の基本的な枠組みは、今後も維持していくことが適当である。

一方、既に述べたように、機微技術の獲得を目指す懸念主体の活動が多様化しているとともに、世界の対外直接投資の構造は近年急激に変化してきており、企業買収を通じた機微技術の流出なども現実の問題として懸念されるようになってきている。最近において、先進各国においては、安全保障上の懸念から海外からの直接投資に対して中止命令を出すケースが見られ、米国の対米外国投資委員会が「外国政府や外国企業が機微技術の調査・開発・製造に関わる米国企業を買収しようとしている可能性がある」と報告するなど、安全保障の観点から、対内直接投資の管理を厳格化する方向が強まっている。

(2) 対内直接投資に係る我が国と他国の制度の比較

対内直接投資については、我が国のように事前届出を受けて審査を行う場合（安全保障に関わる3業種に対する独国の制度も同様）の他、仏国、豪州の事前許可方式、米国、英国などの事後介入方式など、様々な規制の枠組みが存在する。ただし、事後介入方式を採用している場合でも、投資家は、政府の事後介入の結果、投資内容の変更を命じられた場合のリスクを避けるために任意に事前申請を行っていることが多く、投資実行前に政府の確認が行われ、安全保障上の懸念等を払拭するための措置の実施を、政府が外国投資家に対して求められるようになっている枠組みが国際的にも一般的である。

こうした基本的な枠組みの上で、各国では外国投資家が実施した投資について、政府が確認し

た内容と合致していることをモニタリングで確認し、問題があると判断した場合には、刑罰で強制力を担保しつつ、事後的に是正措置を命じることができるようになっている。

一方、我が国においては、投資実施後のモニタリングの方法が限定的であるとともに、無届出や事前に確認した投資内容と実際の投資内容が異なる場合に、法制上、事後的にこれを是正するための行政措置がなく、刑罰のみで抑止・処罰する形となっている。

また、各国においては、規制対象となる自国企業の株式又は持分が外国投資家間で移転する場合に、自国企業に対する外国投資家による最初の直接投資の場合と同様の管理が行われていることに対し、我が国においては、非上場株式については外国投資家による最初の直接投資のみが事前届出対象となり、一度外国投資家に保有された非上場株式は、その後どのような外国投資家に譲渡される場合であっても審査の対象外となっている。

(3) 安全保障の観点からの対内直接投資制度の国際整合性の確保

安全保障の観点からは、例えば、経済分野における国際競争が更に厳しくなっていく中、日本企業による事業再編が加速し、上場・非上場の子会社が他の事業者に譲渡されるケースが増加していくことが予想されているが、機微技術を有する非上場子会社が懸念のない海外投資家に買収された後に、懸念のある海外投資家に政府による確認のないままに譲渡されることが懸念されるところである。

安全保障の観点から、各国において対内直接投資の厳格な管理が行われるようになる中、我が国の対内直接投資管理の制度は他国の制度に比べて、上記のようにいくつかの課題を抱えているところである。

国際的に、直接投資も含めて機微技術の管理が強化される中で、我が国が機微技術流出の起点となることがないように、OECD等の投資管理ルールや各国との投資協定との整合性を確保した上で、こうした安全保障上の深刻なおそれを払拭するため、各国と同様に、無届出や投資実行前に事前に確認した投資内容と異なる場合に国の安全を損ねる懸念を払拭するための事後措置や、非上場株式の外国投資家間の取引の管理を可能とするなどの必要な制度的な措置を講じることも考えられる。

(4) 制度改正を行う際の留意点

今般の制度改正に当たっては、世界の安全保障環境の厳しさが急激に増していることに対応する必要があることを踏まえ、対内直接投資の受入れ拡大という政府の方針との整合性を図るため、「国の安全を損ねるおそれ」がある場合に対する必要な措置に限定して対応することが適当である。

また、対内直接投資の受入れ拡大を推進していく観点から、安全保障の観点からの必要な措置を講じる一方で、我が国の直接投資に対する審査に関する予見可能性を高めるために審査に際し考慮すべき要素等を公表するなど、制度管理の透明化を図るべきである。

また、事前届出の対象についても、業種の観点からだけでなく、投資の内容を踏まえて、「国

の安全を損ねるおそれ」の有無を確認する必要がある等できる限り合理的な範囲にとどめるようにすべきである。

6. 行政制裁・罰則の在り方の見直しについて

(1) 行政制裁・罰則に関する現行制度の状況

外為法が確保する法益は国の安全保障に関わるものであることから、経済関係法としては最高水準の懲役刑（10年以下の懲役）が設定されるとともに、無許可輸出に対しては最高で1,000万円又は輸出価額の最大5倍の罰金とすることができる特別な刑罰規定（以下、「スライド規定」という。）を持つなど、他法令と比べて特色のある罰則が導入されている。実際に、こうしたスライド規定が活用され、1,000万円を超える罰金が判決されているところである。

また、違法行為を抑止する観点から、違反行為を行った個人及び法人に対しては最長3年間の輸出禁止を行政制裁として命じることができることになっており、実際に3年間の輸出禁止命令も発動されるなど、違反行為に対しては厳格に対処してきている。

(2) 現行制度の問題

無許可輸出に対する外為法の行政制裁・罰則は比較的厳しいものとなっているが、その一方で、いくつかの課題も抱えているところである。

まず、上記のように、外為法は経済関係法としては最高水準の懲役刑を導入しているが、法人による違反の場合には個人に対する懲役刑は通常執行猶予がつくことから、制裁としては罰金の水準が重要なものとなる。外為法は罰金について特別なスライド規定を設けているが、通常、輸出行為は複数回に及び、その多くを立件することができなければ、5倍の罰金を適用しても一回の輸出額が大きくない場合には罰金額はそれほど大きなものとはならず、法人に対する違法行為の抑止効果は限定的なものとなる懸念がある。米国では100万ドルの罰金とスライド規定を設定するなど、我が国の罰金の水準は他国と比べて見劣りするものであり、懸念主体が日本を通じて機微技術を窃取することを誘発する懸念も指摘されているところである。

なお、同水準の懲役刑となっている不正競争防止法では、営業秘密侵害を行った法人に対しては、法人重課として10億円以下の罰金を課することができるように法改正が行われたところである。

また、3年間の輸出禁止を命じることができる行政制裁は、違反に関与した法人及び個人に対して発動することが可能であるが、輸出禁止を命じられた個人が別の法人を立ち上げて輸出行為を継続する場合には、当該新法人には輸出禁止命令の効力が及ばないという問題がある。

近年、流通構造や機微技術の利用の仕方が複雑化していることから、輸出許可・役務提供許可を出す際に様々な条件が付与されており、許可条件の遵守を担保することが適切な貿易管理を行う上で重要な要素となっているが、条件に違反した場合の罰則の水準が軽微（10万円以下の過料）なものとなっており、法益の確保及び違反行為の抑止効果の観点から、不十分なものとなっていることも課題である。

さらに、流通構造が複雑化する中、契約上明確に位置付けられないブローカーによる仲介などの教唆行為が違法行為の原因となっていると思われる事例も発生しているが、現在の制度ではこうした者に対して違法輸出の調査のための立入検査を行うことができず、実態の把握を行う上での制約となっている。

(3) 抑止効果の高い行政制裁・罰則に向けた制度改正の方向

無許可輸出を始めとする違反行為に対する罰金の水準を引き上げるとともに、法人の違反行為に対しては、スライド規定では罰金の水準が十分でない場合にも法益違反に対する適切な罰則を加えられるよう、最も重い水準の法人重課を導入すべきである。

また、輸出禁止命令を受けた法人の責任者が別法人の事業の運営権を新たに得て同様の業務を継続しようとすることを防止するため、当該業務を行う別法人における当該業務の責任者に新たに就くことを禁止することができるようにすべきである。

さらに、違法行為へと誘導するような教唆などを行う懸念のある者に対して、立入検査を行うことができるようにし、違法行為を抑止するための体制を強化すべきである。

7. 輸出者等の負担軽減や中小企業等に対するアウトリーチに向けた取組

(1) 安全保障貿易管理の現状

経済活動のグローバル化が進み、貨物・技術情報の国際的な流通形態は複雑化しており、企業の一つの取引が複数の国の輸出管理制度に影響を受けるようになってきている。このため、日本企業が関与するサプライチェーンにおいても、他の国の輸出管理制度に対応できるよう、輸出管理を行わなければならないとなるとともに、海外の企業が我が国の輸出管理制度を理解した上で取引を実施しなければならない事例も増加している。

一方、我が国の規制対象品目等のカテゴリー構造は、罰則の水準が異なることも反映し、各国国際輸出管理レジームを並べる形で大量破壊兵器に関わる品目等と通常兵器に関わる品目等を別にして分類を行っており、ワッセナー・アレンジメントの対象品目分類を基礎にしてカテゴリーを構成している他の国と異なっていることから、複数国をまたがる流通を管理しなければならない輸出管理の現場の負担が増している。

こうした事情から、日本企業のみならず海外の企業からも規制対象品目のカテゴリー構造などについて見直しを求める意見が寄せられようになってきている。

また、一つの精度の高い部品や技術情報が防衛装備の性能を左右するようになってきている中、こうした部品や技術情報の軍事転用を避けるため、中小企業や大学等における適切な輸出管理の取組が重要性を増すようになってきている。

(2) 負担軽減や中小企業等の取組強化に向けた改革の方向

国際輸出管理レジーム別を基本とした我が国の規制対象のカテゴリー構成を、規制対象者がより容易に規制品目等を確認できるよう、他の多くの国が採用している規制対象品目を基本とし

たカテゴリー構成に変更することを検討すべきである。

また、輸出管理体制を十分に整備できていない中小企業や大学等へのアウトリーチ活動を強化し、支援施策を拡大していくことが重要である。

カテゴリー構造の再構成や中小企業等にもより厳格な輸出管理を求めていく必要があることを踏まえ、輸出者等遵守基準において、カテゴリー再構成を踏まえた機微度に応じた情報管理や、組織内における情報管理責任者の指定など、必要な見直しを行うべきである。

(3) 改革に向けた留意点

安全保障貿易管理は、政省令以下の法令を含めた詳細なルールに基づいて制度運用が行われており、改革を行うに当たっては、それぞれの細かな規程まで十分に注意しながら見直しを進め、企業や大学等に対して必要以上に負担をかけないように留意して取組を進めていくことが必要である。

また、制度を改正して施行する際には、企業等が既に構築している内部の輸出管理体制も、新たな制度に対応した体制に、円滑に移行できるように配慮する必要がある。

さらに、中小企業や大学等へのアウトリーチや支援を行うに当たっては、現場が本当に求めている情報や支援を理解し、十分に準備を進めて効果的な政策を進めていくべきである。

このため、改革を着実に進め、定着させていくために、企業や大学等と意見交換を重ね、密に連携しながら取組を進めていくことが重要である。

8. まとめ

我が国が引き続き健全に発展していくためには、世界にとって魅力的な国であるための国際化の一層の推進が不可欠であることは論を待たず、これは政府の大原則である。

一方で、世界の安全保障環境は大きく変化しており、我が国の安全保障を脅かすような事態を避けるための取組を行っていかなければならない。安全保障に関わる貿易管理等の規制の適正化は、更なる日本の国際化を進めていくための、いわば“インフラ”の役割を果たしていくものである。適切な輸出・対内直接投資管理を行える環境を整えることで、初めて安全保障上の懸念を発生させることなく日本の国際化を加速していくことができる。

本小委員会は、こうした認識の下、政府が本中間報告を踏まえて安全保障貿易管理等に関わる制度について早急に必要な措置を講じることを求めるものである。

以上